

令和6年12月2日 健康保険証廃止に係る  
マイナ保険証に向けた今後について

# 1. 「令和6年12月2日 健康保険証発行の廃止」について

健康保険証とマイナンバーカードの原則一体化が政府から示され、医療機関や薬局などにかかる際は、マイナ保険証（健康保険の利用登録をしたマイナンバーカード）によるオンライン資格確認を原則とする仕組みに移行していくことが決まりました。これにより、**現行の健康保険証（以下「保険証」）は令和6年12月2日に廃止されます。（12月2日以降は保険証の発行ができなくなります。）**今後、加入者の皆さまが、各自で申請手続きをしてお持ちの「マイナンバーカード」が保険証となります。

つきましては、現在「マイナンバーカード」をまだお持ちでない方は、至急お住いの市町村等を通じ手続きをして「マイナンバーカード」を取得いただき、保険証として利用できるよう準備を進めてくださいますようお願い申し上げます。

なお、今お持ちの健康保険証は、今後、使用できなくなりますのでお早めに「マイナ保険証に」切り替えていただきますようお願い申し上げます。ただし、令和6年12月1日以前に健康保険証が交付されている加入者様については、令和7年12月1日まで引き続き健康保険証の利用が可能です。

## マイナ保険証ってなに？

保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカードのことです。様々な行政手続きに便利に使えるマイナンバーカードを保険証としても利用できるため、「マイナ保険証」といいます。

## マイナ保険証を使うメリット



**データに基づく  
より良い医療が受けられる**

薬剤情報等の提供に同意をすると、おくすり手帳を見せなくても過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有できます。



**手続きなしで高額療養費の  
限度額を超える支払いが  
免除される**

マイナンバーカードで資格確認をおこなうため、紙の認定証の持参なし＆手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

## マイナ保険証の安全性

**なりすましはできません**  
顔写真入りのため、  
対応での悪用は困難。

**マイナンバーを  
見られても悪用は困難**  
マイナンバーを利用するには、  
顔写真付き身分証明書などの  
本人確認があるため、悪用は困難。

**電子証明書を使うため、  
オンラインの利用には  
マイナンバーは  
使われません**

**プライバシー性の高い  
個人情報が入って  
いません**  
ICチップ部分には、  
税や年金などの個人情報は記録されません。

### 万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



## 2-1.「資格情報のお知らせ」の送付について(令和6年10月23日発送予定)

### 【目的】

皆さまにマイナ保険証を安心してご利用いただくことを目的としています。ご自身の資格情報の把握と再確認のため、事業主様経由で世帯単位で加入者様一人ひとりに「資格情報のお知らせ」を送付いたします。健康保険の資格情報（保険証の記号・番号等）とマイナンバーの下4桁が記載されていますので、正しく紐づいていることをご確認いただきマイナ保険証とともに大切に保管してください。

### 【発送予定日】

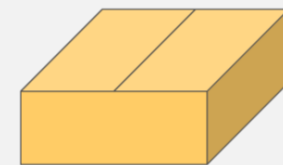
令和6年10月23日（水） <<発送業者 日本通運（個人情報輸送）プライバシーガード>>

### 【発送方法】

国の方針に基づき、加入者様に確実かつ効率的に送付するため、事業主様経由で送付させていただきます。100通までは定形外封筒、101通以上は、段ボール箱にてお届けする予定です。

**なお、従業員の方やそのご家族の方の人数により、封筒や段ボール箱の数量が増えますので、ご担当者の方には大変お手数をおかけいたしますが何卒ご協力のほどお願い申し上げます。**

幅432mm × 奥行483mm × 高さ127mm



入り数：  
300通まで

内容物の厚みによって  
適正封筒サイズを選定



入り数：  
100通まで

## 2-2. 「資格情報のお知らせ」の送付について（令和6年10月23日発送予定）

### 資格情報のお知らせの送付

- ▶ マイナ保険証への移行にあたり、自身の資格情報が確認できるよう、資格情報のお知らせを加入者様全員に送付します。
- ▶ 全ての加入者様に安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、個人番号の下4桁もあわせて通知します。

#### 様式 イメージ

〔管理番号〕XXX,XXX,XX  
〔種別〕ご本人（被保険者）様・ご家族（被扶養者）様


佐藤 太郎 様 (保険者名)  
(保険者番号)

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日発行）。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (標準) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、  
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。  
- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面  
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンを  
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い  
ただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は  
次のとおりですのでご確認ください（12桁のうち下4桁のみ表示）。  
表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない  
場合には、保険者までご連絡ください。

\*\*\*\*\* 6825

資格情報のお知らせ  
令和〇年〇月〇日発行  
(保険者名)  
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (標準) 00  
氏名 佐藤 太郎  
負担割合 3割

受診の際はマイナ保険証が必ず必要です

#### 通知 対象者

- ◎当健保組合では9月12日現在（予定）における  
全てのご加入者様  
ただし、マイナンバーのお届けがない方がつきまして  
は通知対象外となりますので、速やかにご提出いた  
だきますようお願いいたします。

#### 通知の 概要

- ◎通知は、5人の世帯までは、ひとつの封筒に封入しま  
す。ただし、6人以上の場合は、全て個人単位で封  
入します。
- ◎様式の右端には、資格情報のお知らせを添付します。  
マイナ保険証の読み取りができない場合、加入者様  
には、資格情報のお知らせを切り取ったうえでマイナ  
保険証とともに医療機関の受付で提示することで受  
診いただくことができます。

#### 通知 方法

- ◎通知には、個人番号の下4桁が含まれるため、世  
帯単位の封筒へ封入したうえで、日通プライバシー  
ガードにて 事業主様経由にて送付を予定してい  
ます。
- ◎大変お手数をおかけいたしますが、ご加入者様への  
配布にご協力いただけますようお願いいたします。

#### その他

- ◎通知は、**1度きりの送付**となります。
- ◎9月12日（予定）出力対象者以降の加入者様には  
後日まとめて資格情報のお知らせを送付いたします。
- ◎保険証廃止日以降(12月2日)の加入者様には加  
入時に資格情報のお知らせを送付いたします。

## 3. 令和6年12月2日 健康保険証廃止(新規・再発行終了)

お手元の健康保険証につきましては、令和6年12月2日をもちまして廃止となり、マイナ保険証（マイナンバーカードと健康保険証の一体化）を基本とする仕組みに移行いたします。これに伴い、廃止日以降を交付日とする健康保険証の新規交付・再交付は行うことができなくなりますのでご注意ください。

◎保険証廃止以降は、マイナ保険証の提示が原則となります。

◎お手元にある保険証は、最長1年間（令和7年12月1日まで）使用可能です。

<マイナ保険証をお持ちでない方>

令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」が交付されます。

詳しくは、本紙 7.「マイナ保険証に関するQ&A」のQ4をご覧ください。

### 「資格確認書」の発行

#### 【目的】

マイナ保険証による資格確認ができない場合の代替措置として、必要とする方に対して発行します。

#### 【対象者】

- ・マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードは取得しているが健康保険証利用登録をしていない方等
- ・マイナ保険証を取得していても諸事情で必要とする方（施設や介助者に預ける場合など）

#### 【送付方法】

現在の保険証と同様に、事業主経由で交付させていただきます。

任意継続被保険者は組合から直接本人へ送付します。

# 4. 保険証廃止日(R6.12.2)以降の保険証等の取扱い

## ① 保険証廃止日 (R6.12.2) 以降の新規加入者様が保険診療を受けるときの取扱い

▶ 保険証廃止日以降、保険証は交付できないため、新規加入者様には、マイナ保険証をご用意いただきます。(※)

従来：被保険者証による資格確認



保険証廃止日以降：マイナ保険証による資格確認【原則】



マイナ保険証とは・・

健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードがマイナ保険証です。令和6年12月2日以降は、保険証に代わる証となり、加入者様にご用意いただくことになります。

(※) 令和6年12月1日以前に保険証が交付されている加入者様については、令和7年12月1日まで引き続き保険証の利用が可能です。

## ② マイナ保険証による資格確認ができない場合等の取扱い

▶ マイナ保険証による資格確認ができない場合には、以下の様式を医療機関等へ提示することで、保険診療を受けることができます。

	資格確認書	資格情報のお知らせ
様式イメージ	<p>(表)</p> <p>(裏)</p>	<p>(A4型)</p> <p>資格情報のお知らせ 令和〇年〇月〇日発行 (保険者名) (保険者番号) 記号 000 番号 00000000 (枝番) 00 氏名 佐藤 太郎 負担割合 3割 受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です</p> <p>(左のA4型の右下を切り取ったもの)</p>
用途	<p>・マイナンバーカードを取得していない者や、マイナンバーカードは取得しているが健康保険証利用登録をしていない者等、マイナ保険証による資格確認ができない者が保険診療を受けるために医療機関へ持参する。(形状については未定)</p>	<p>・オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関を受診する場合等、マイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証と併に提示することで保険診療を受けられる。 ・加入者の記号・番号等を簡易に把握するための様式。</p>
交付対象者	<p>・資格確認書の交付を希望する者に対して、交付します。 ・保険証廃止日以降、資格取得届や被扶養者異動届に資格確認書の交付希望欄を設ける予定。</p>	<p>・原則、全加入者へ交付します。 ・A4型等の様式で交付しますが、下部を切り取って携帯できる様式とする予定。</p>

## 5. 国外転出者のマイナンバーカード継続利用について

### 「国外に転出した後もマイナンバーカードを継続して利用できます」

令和6年5月27日から、日本国籍の方は、国外転出後もマイナンバーカードの継続利用が可能となりました。今までは、国外転出届を提出されるとマイナンバーカードは廃止されておりましたが、継続利用の手続きをすることによりマイナンバーカードは廃止されません。また、国外から国内への転入の場合でも、国外転出時にマイナンバーカードの継続利用をしていれば、引き続きマイナンバーカードを利用することが可能です。

なお、現在マイナンバーカードをお持ちでない海外在住の日本国籍の方（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）もマイナンバーカードを申請することが可能になります。

### 【対象者】

国外転出によるマイナンバーカードの継続利用を行うには以下のすべての条件を満たしている必要があります。

- 日本国籍の方
- 有効なマイナンバーカードを所有している方

### 【手続き方法・その他】



お持ちのマイナンバーカードをご持参のうえ、お住いの市区町村の窓口で手続きをお願いいたします。また、国外転出日の前日までに継続利用の手続きを行ってください。

< 国外転出者向けマイナンバーカード券面イメージ >

※詳しくは、下記ホームページ「マイナンバーカード総合サイト」マイナンバーカードを国外で利用する」をご覧ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>



## 6. 事業主・事務担当者の皆さまへのお願い

### ① 資格取得届・被扶養者異動届の速やかな届出（5日以内に健保組合へ提出）

⇒届出をもとに組合が個人番号等の情報を登録するまでの間は、マイナ保険証は使えません。

内定者は入社前に届け出ることができます

内定者とその被扶養者となることが見込まれる方は入社日前に届出をすることができます。お早目の届出をお願いいたします。

資格取得届へのマイナンバー記載義務

会社が内定者にマイナンバーの提出を求めることができます。また、「被扶養者異動届」についても法令上マイナンバー記載義務があります。

※マイナンバーの収集等を外部へ委託している場合には、内定後入社までに集めることができるよう、委託業者への依頼を早めるなど、業務（契約）の見直しをお願いいたします。



### ② マイナ保険証の利用促進


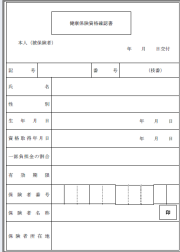
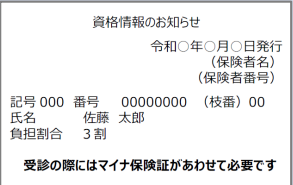
- ・資格確認書の発行が多いと、事業主・事務担当者の皆さまにも事務負担が生じます。
- ・今からマイナ保険証を利用いただければ、資格確認書・限度額適用認定証等の発行を減らすことができます。
- ・積極的な利用勧奨にご協力をお願いいたします。



## 7. マイナ保険証に関するQ&A

質 問	回 答
Q1 保険証廃止日(令和6年12月2日)以降の保険証の交付についてはどうなるのでしょうか。	A1 保険証廃止日(令和6年12月2日)以降、保険証は交付できないため、令和6年12月2日以降の新規加入の方等はマイナ保険証をご用意いただくことが原則となります。 一方、令和6年12月1日以前に保険証が交付されている方については、氏名変更や再交付等をされなければ、令和7年12月1日(保険証廃止に係る経過措置)まで引き続き保険証をご利用いただけます。
Q2 保険証廃止の経過措置(令和7年12月2日)以降、保険証は返納するのでしょうか。	A2 令和7年12月2日以降、保険証は使用することができないのでお返しいただく必要はございません。 ただし、資格喪失日が令和7年12月1日までの方についてはお返しいただくこととなります。
Q3 現在マイナンバーカードを取得していませんが、保険証廃止日(令和6年12月2日)以降に、医療機関を受診する時はどうなるのでしょうか。	A3 マイナンバーカードを取得していない方など医療機関等の窓口でマイナ保険証による資格確認ができない方には、保険診療を受けるための「資格確認書」を令和7年12月1日までに交付します。
Q4 「資格確認書」は、どのように交付されるのでしょうか。	A4 <b>令和6年12月1日以前の加入者の方</b> 当組合において、マイナ保険証利用登録状況を確認のうえ令和7年12月1日(保険証廃止に係る経過措置期間終了日)までに交付します。 マイナ保険証を保有していない方、保有しているが健康保険証の利用登録をしていない方、健康保険証の利用登録を解除した方、電子証明書の更新を失念した方、マイナンバーカードを返納した方等に対し原則として申請によらず職権交付いたします。  <b>令和6年12月2日以降の加入者の方</b> 資格取得届や被扶養者異動届に資格確認書の交付希望欄を設け、交付希望者に対して、新規加入時に交付いたします。

# 8. マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名 称	形 状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ 保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	未定 	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得時に申請</li> <li>マイナ保険証をお持ちでない方に職権で交付</li> </ul>	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報の お知らせ	紙製カード型 	<ul style="list-style-type: none"> <li>既加入者には本年10月に送付予定</li> <li>資格取得時に送付(申請不要)</li> </ul> <p><b>※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能</b></p>	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 <p><b>※資格情報のお知らせのみでは受診不可</b></p>

## 9. マイナンバーカードと保険証の一体化後の保険医療機関等受診方法

	受診方法	使用可能期間	有効期限
①	健康保険証	全ての医療機関で使用可能	令和7年12月1日までの経過措置期間終了を以って使用不可
②	マイナ保険証	オンライン資格確認が可能な医療機関のみ使用可能	無
③	資格確認書	全ての医療機関で使用可能	最大で5年
④	マイナポータル(スマホ) + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※医療機関で受診する際には、マイナ保険証による資格確認が原則だが、オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、スマホで資格確認画面を表示し、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。(スマホのみの受診は不可)	無
⑤	マイナポータル(PDF) + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースで、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の資格情報を保存し、保存した資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関の受診が可能。(資格情報のPDFのみでの受診は不可)	無
⑥	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースで、スマホ画面での表示が原則だが、スマホ対応が困難な方は資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。(資格情報のお知らせのみでの受診は不可)	無

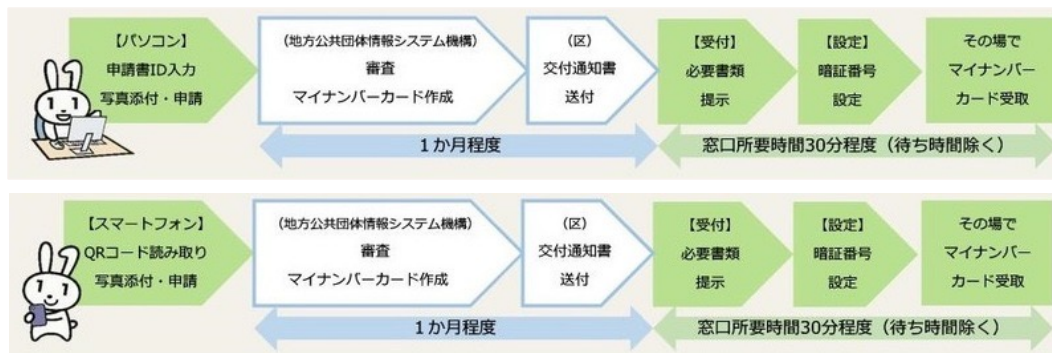
# 10-1. マイナンバーカードで受診するための準備

STEP  
1

マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得

マイナンバーカードの申請方法について(以下から選択)

## ①パソコン・スマートフォンから申請



## ②郵便による申請(手書きの申請書から)



## ③まちなかの証明写真機からの申請



詳しくは、  
マイナンバーカード総合サイトを  
ご覧ください。



詳しくは、こちら



# 10-2. マイナンバーカードで受診するための準備

STEP  
2

## マイナンバーカードがある方は保険証利用申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申し込みが必要です。(以下1~3から選択)

### 1. 医療機関で

医療機関・薬局の顔認証つき  
カードリーダーから申し込めます。



### 2. スマホから

下記3つを準備してください。

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読み取り対応のスマホ
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

### 3. セブン銀行ATMで

必要なものはマイナンバーカードのみ

ATM画面 マイナンバーでの手続き  
健康保険証利用の申込



詳しくは、  
マイナポータル  
「マイナンバーカードの  
保険証利用」  
をご覧ください。

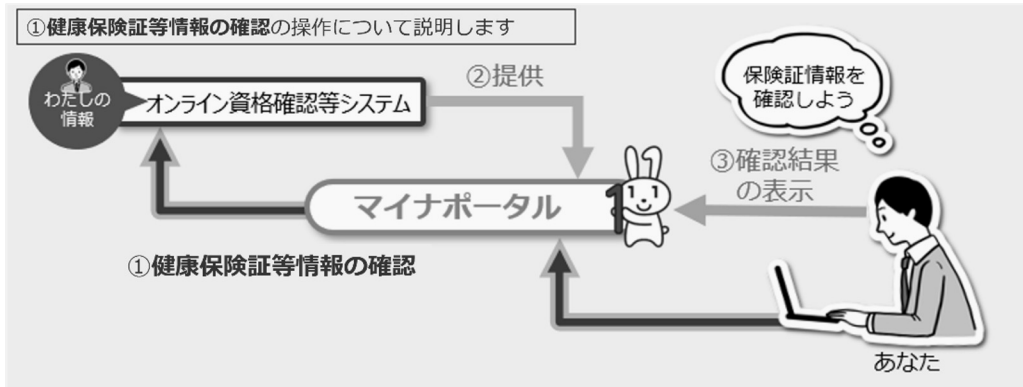


# 10-3. マイナンバーカードで受診するための準備

STEP  
3

## マイナンバーカードでの受診前には登録情報の確認を！！

ご自身の健康保険証情報がシステムに正しく登録されているか確認をお願いします。  
《スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。》



①マイナポータルにログインします。

②ログイン後、画面下部の「注目情報までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。

③健康保険証情報のページが表示されます。ページの中断にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

マイナポータルの登録  
情報の確認はこちらから



(必要なもの)  
照会者のマイナンバーカード  
利用者証明用電子証明書のパスワード

わたしの情報について

医療や介護の情報が確認できます。

わたしの情報を確認するには、利用者登録/ログインが必要です。

利用者登録/ログインして使う

概要

更新申し込み  
みなさんの特定個人情報(所得税や健康保険など)は、地方公共団体や国の行政機関等が保管しています。必要な情報を適宜で提供申し込みすることで、その利用を確認できます。

診療・薬剤・医療費・健診情報の確認

「わたしの情報」で診療、薬剤、医療費、健診情報が確認できるようになりました。

- ① 診療・薬剤情報を確認する  
医療機関、薬局における診療やお薬、処方、薬剤の提供(ジェネリック薬品による削減)も確認いただけます。
- ② 医療費追加情報を確認する  
医療機関等を受診し、医療機関等で支払った医療費の情報
- ③ 健診情報を確認する  
通院や健診機関で受診した健診情報
- ④ 健康保険証等情報を確認する  
医療費、健康保険証など、療養・処療等の健康保険証等の情報

取得できる情報の例

- 例1 自身の所得・個人住民税情報を調べる  
所得・地方税  
① 取得する
- 例2 「年金保険情報」を定期チェック  
年金関連  
① 取得する
- 例3 ローン申請の前に返済予定を確認する  
返済情報  
① 取得する

# 11. マイナ保険証移行に係るスケジュール

